

埼玉労働基 1228 第 1 号
令和 3 年 12 月 28 日

関係団体の長 殿

埼玉労働局長



死亡災害が多発している年末の緊急事態への対応について（要請）

日頃より労働行政への格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉労働局では、埼玉第 13 次労働災害防止計画を定め、また、毎年 12 月 1 日から翌年 1 月 15 日までを年末・年始無災害運動期間として、労働災害防止施策を展開しているところです。

しかしながら、令和 3 年 12 月における埼玉県内の労働災害による死亡者数は、7 名（建設業 4 名、製造業 2 名、小売業 1 名）となり、危機的な状況にあります（別添リーフレット「緊急事態 年末に死亡災害多発!!」参照。）。このような事態は、由々しきものであり、早急な対応が急務となっています。

つきましては、貴団体におかれましても、死亡災害の撲滅に向けた労働災害防止活動の取り組みを一層徹底するため、傘下会員事業場等に対し、下記による緊急点検の実施について、指導援助いただきますようお願いいたします。

記

1 緊急点検の実施期間

令和 3 年 12 月 28 日から令和 4 年 1 月 15 日まで

2 点検事項（別添リーフレット「緊急事態 年末に死亡災害多発!!」の裏面参照。）

- ・転倒災害防止対策
- ・墜落・転落災害防止対策
- ・はさまれ・巻き込まれ災害防止対策
- ・交通労働災害防止対策